

# 平成30年度 豊橋市市民活動総合補償制度のご案内

ボランティア活動や自治会活動など、市民活動中の事故を補償する制度です。保険料は市が負担します。

★事故が起これば、まずは豊橋市役所市民協働推進課へご連絡ください。（電話 0532-51-2483）



## 1 補償の対象となる方

次の①または②に該当する方が対象です。ただし、①の市民活動団体については、団体登録が必要です。登録方法については「4 制度への加入方法（団体の登録）」をご覧ください。

- ① 5人以上の市民（市外居住者を含む）により構成された市内に本拠地を置く市民活動団体が、社会に役立つ活動を行う場合の指導者、スタッフ、参加者の方
- ② 市または市に準ずる団体が主催・共催する事業のスタッフ、参加者の方

### ⚠注意

- × 活動の見学者や応援者、施設やサービスを利用しているだけの人は対象となりません。
- × 市民活動を行う場所と住居との往復途中の事故については、指導者、スタッフは対象となりますが、参加者の方は対象となりません。
- × 市外の方が、市外で活動中に事故に遭われた場合は対象外です。

## 2 補償の対象となる市民活動

1の「補償の対象となる方」が行う活動のうち、次の①～⑥をすべて満たすものが対象です。

- ① 活動が計画的・継続的に行われていること
- ② 無報酬で行うこと（交通費などの実費弁償は無報酬とみなします）
- ③ 公共の利益を目的とした自発的な活動であること
- ④ 日本国内の活動であること
- ⑤ 政治、宗教又は営利を目的とする活動でないこと
- ⑥ 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

### ⚠補償の対象とならない主な活動例

- × 学校行事【学校が主催で行う運動会や文化祭など】
- × 親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動【親睦旅行、懇親会、草野球など】
- × 体育協会やスポーツ少年団などが行う競技を目的としたスポーツ活動  
（ただし、校区のスポーツ大会や市主催のスポーツフェスタは対象となります）
- × 神社やお寺が関わるお祭りやお神輿などの行事（その行事の準備も対象外です。また、子ども神輿や餅投げなどの、お祭りに関連して行う行事も対象外となります。）

### 3 対象となる具体的な活動の例

①社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等への援護活動（建物修理、樹木の手入れ、清掃、行事の手伝い等）</li> <li>○ 高齢者・障害者への援護活動（高齢者への配食サービス等）</li> <li>○ 募金活動（共同募金等）</li> </ul>
②保健衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 害虫防除・駆除等の環境衛生活動</li> <li>○ 献血、各種検診業務の普及啓発活動</li> <li>○ 住民検診への協力</li> </ul>
③環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り等）</li> <li>○ リサイクル運動（資源の回収等）</li> <li>○ 自然保護緑化活動</li> </ul>
④青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）</li> <li>○ 青少年保護活動（子ども110番などの青少年を犯罪から守る運動等）</li> <li>○ その他児童福祉向上のための活動（育児・託児ボランティア等）</li> </ul>
⑤防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力追放運動</li> <li>○ 防犯対策の啓発活動</li> </ul>
⑥防火・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防火・防災訓練（通報、消火、避難、救護、給食給水等）</li> <li>○ 防火・防災に関する啓発広報活動</li> <li>○ 災害時のボランティア活動（ただし余震など災害が直接の原因による事故は対象外）</li> </ul>
⑦交通安全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全啓発活動</li> <li>○ 交通安全運動</li> </ul>
⑧生涯学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、野外活動等）</li> <li>○ 文化活動（講演会・研修会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等）</li> </ul>
⑨地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治会・町内会の運営活動（公益性の高い活動）</li> <li>○ 地域施設の管理運営活動</li> </ul>
⑩市又は市に準ずる団体が主催・共催する事業への協力活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災訓練、市民まつり等への運営協力</li> <li>○ 防災訓練への参加</li> <li>○ 講演会、一斉清掃への参加・運営協力</li> </ul>

### 4 制度への加入方法（団体の登録）

市民活動総合補償制度に加入し、補償の対象となるには、どすごいネット（\*）への団体登録が必要です（1度登録すれば、毎年登録し直す必要はありません）。ただし、自治会、老人クラブ、子ども会、豊橋市社会福祉協議会登録のボランティア団体など、市や市に準ずる団体によって、すでに把握されている団体は、登録手続きを行わなくても補償の対象となっています。

登録が必要かどうか迷うときは、市民協働推進課にお問い合わせください。

\* 「どすごいネット」とは…東三河の市民活動情報を提供するホームページです。ご覧になる場合は、[どすごいネット](#)で検索してください。

## 5 補償の内容

### ① 傷害補償

市民活動中に偶然の事故により活動者が死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

区 分		補 償 額
傷 害 補 償	死亡保険金	200万円 ◎事故日から180日以内に死亡したとき
	後遺障害保険金	6万円～200万円 ◎事故日から180日以内に後遺障害を生じたとき (200万円に障害の程度に応じた率を乗じて得た金額)
	入院保険金	日額 3,000円 ◎事故日から180日以内
	通院保険金	日額 2,000円に通院日数を乗じて得た金額 ◎事故日から起算して180日までの間において90日を限度

#### ❗対象とならない場合

- × 活動者の故意
- × 地震、洪水その他の天災
- × 活動者の犯罪行為や闘争行為
- × 急激かつ偶然な外来による事故ではないもの（くつずれ、しもやけ、日焼け、疾病など）
- × 戦争、暴動その他社会的騒乱
- × 活動者の心神喪失や持病
- × 他覚症状のないケガ（むちうち症や腰痛など）

※上記「対象にならない場合」以外でも、後遺障害保険金については、対象とならない場合もあります。

※通院・入院が1日でも保険金が受けられます。

※負傷したらまず病院で医師の診察を受けてください（接骨院・整骨院は対象にならない場合があります）。

### ② 賠償責任補償

市民活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき、補償額の範囲内で保険金が支払われます。ただし、補償額に関わらず、1万円の自己負担が必要です。

区 分			補償額（上限）	自己負担額
賠 償 責 任 補 償	対人	身体賠償	1名 6,000万円 1事故 3億円	1万円
	対物	財物賠償	1事故 1,000万円 1事故 100万円（主催者の保管物）	

#### ❗対象とならない場合

- × 活動者の故意
- × 地震、洪水その他の天災
- × 戦争、暴動その他社会的騒乱
- × 自動車による交通事故



## 6 事故が発生した場合の手続き

### ① 傷害補償

事故発生！

- ※1 事故報告書の用紙は、市民協働推進課にあります。ホームページからもダウンロードができます。
- ※2 事業周知に使用したチラシなど

- ◎ まずは、市民協働推進課【0532-51-2483】に連絡。
- ◎ その後、事故発生日から30日以内に事故報告書※1と活動計画書※2を市民協働推進課へ持ち込みまたは郵送で提出。提出者は団体の役員、ケガをした人やその家族などです。

#### 重要1

事故発生から30日以内に事故報告書が提出されない場合は、補償制度が適用されないことがあります。

市による審査の後、ケガをした人あてに補償の対象となるかどうかを通知します。補償の対象となる場合は、保険金請求用紙と一緒に送付します。

必ず、病院にかかったことがわかるもの（領収書、診察券、薬の処方せんなど）のコピーも一緒に提出してください。

- ◎ 治療終了後、事故発生から180日以内に市民協働推進課へ請求書を提出。なお、事故発生から180日たった時点で治療が終了していない場合は市民協働推進課へご連絡ください。

#### 重要2

領収書など、病院にかかったことがわかるもののコピーがない場合は、保険金の請求ができません。

市及び保険会社による審査（約1か月）

審査に通過すれば…

保険会社より保険金支払い

#### 重要3

事故日から3年を経過すると保険金を請求する権利がなくなります。

### ② 賠償責任補償

賠償責任補償については、保険会社が責任の有無や賠償額の査定を含めて判断を行い、解決に向けて対応していくことになります。事故が発生したら、すぐに市民協働推進課へご連絡ください（対物の場合は、事故状況がわかるように必ず写真を撮っておいてください）。

## 7 お問い合わせ・事故後のご連絡先

このパンフレットは、補償制度の概要をまとめたものです。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◎豊橋市役所市民協働推進課（西館4階） 電話：0532-51-2483

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

FAX 0532-56-5128 Eメール [shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/8662.htm>